

修学支援新制度

日本人学部生対象 入学料・授業料減免申請について

修学支援新制度に申し込む学生は、

入学手続き時に入学料を払わないこと！

審査結果に従って9月に支払い

令和8年度入学手続きガイドブックを **しっかり読む**

申請書類提出の方法

入学料を納付する代わりに以下の〈提出物〉をレターパックプラスで送付する

返信用封筒の記入の仕方

〈 提出物 〉

- ①申請書 **(2ページ)**
- ②確認書 **(4ページ)**
- ③返信用封筒
- ④高校で予約採用となっている方は
「予約候補者決定通知書」のコピー

※入学後に新規申し込みの学生は④不要



*返信用封筒が同封されていない場合や、封筒に切手の貼付がない場合、または切手の料金不足がある場合は、岐阜大学学生支援課で確認書を保管します。切手は必ず封筒に貼り付けた状態でレターパックに入れてください。

入学手続き書類とは別便でレターパックプラスで送る

501-1193

岐阜市柳戸1-1
岐阜大学学務部学生支援課
入学料・授業料減免担当
058-293-2149

あなたの
郵便番号
住所
学生氏名
※保護者の氏名を記入しないこと
電話番号

入学料・授業料減免申請書

このシールを剥がしてあなたが保管してください。
追跡番号が書いてあります。

このシールは剥がしてはいけません。

①申請書 (A様式1) 提出書類 令和8年度 前期

**この制度に申し込む学生は、入学手続き時に入学料を払わない！
結果に応じて9月に払う！**

A様式1

年 月 日

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

岐阜大学校長 殿

私は、貴学(貴校)に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)を通じ、岐阜大学が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が岐阜大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(※を付した項目については、該当者のみ記入すること。)

申請者	フリガナ		高校卒業年月	202	年	月	卒業
	氏名		岐大入学年月	202	年	月	入学
	生年月日	(西暦) 年 月 日生(歳)	<input type="radio"/> で囲う 現役入学・高卒後1年で入学・高卒後2年で入学				
	現住所	〒 ー 自宅電話番号					
	連絡先	本人携帯電話	-	-	-		
		本人メールアドレス		@			
		保護者1携帯電話	-	-	-		
		保護者2携帯電話	-	-	-		
	所属学部・学科等		受験番号				
	入学する学年		昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信			
	希望する認定事由	<input type="checkbox"/> 授業料等負担が困難 <input type="checkbox"/> 多子世帯					
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(※)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月			
	過去に本制度の入学料減免を受けたことがありますか。	ある・ない					
機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること							
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者						
	【給付型奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						
	<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者						
	【給付型奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						

新規申し込みの方はこちらにチェックを入れてください。

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
 なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ト 申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。
 ① 定期的実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があります
 ② 定期的実施される学業成績の判定により、支援が停止・打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があります
 ※ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合で、かつ2回目の警告の事由がGPAのみに係る場合は、停止の取扱いとなり、その後の学業成績の結果により再申込みが可能となります。
 ③ 本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること
 ※ 貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。

②確認書A

提出書類

令和8年度 前期

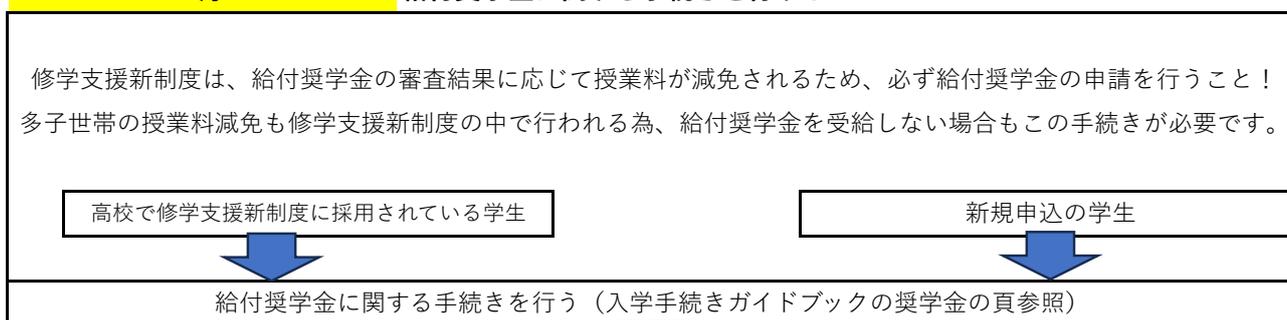
令和8年度前期修学支援新制度 入学料・授業料減免申請確認書

1	受験番号	
2	学部	
3	学科	
4	入学する学年	1年生に入学 ・ 3年次編入学
5	氏名	

～ 申請書提出後のスケジュール ～

4月

給付奨学金に関する手続きを行う！



9月第1金曜日13:30（予定）

入学料・授業料減免審査結果発表

学務情報システム（入学手続きガイドブック参照）> informationで発表

奨学金区分	減免額	納付額	支払時期
1区分	全額免除	なし	
1区分（多子世帯）			
2区分	2/3減免	1/3納付	入学料：告知後14日以内 授業料：9月27日 (27日が土・日・祝日の場合は翌平日)
2区分（多子世帯）	全額免除	なし	
3区分	1/3減免	2/3納付	入学料：告知後14日以内 授業料：9月27日 (27日が土・日・祝日の場合は翌平日)
3区分（多子世帯）	全額免除	なし	
4区分（多子世帯）			
多子世帯			
区分外（不採用）	なし	全額納付	入学料：告知後14日以内 授業料：9月27日 (27日が土・日・祝日の場合は翌平日)